

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	16 件

北海道国民年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月及び同年6月
公務員の父親の勧めにより、20歳の時、国民年金に加入した。
当時、母親が国民年金加入時から保険料を納付しており、家族で自分だけが未納となっているのは納付できない。
保険料を納付しているので納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて現年度内に納付している。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和48年10月から約13年間、国民年金に任意加入していること、申立人の妹に未納期間が無いことなどから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金加入以降、13回にも及ぶ国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っており、申立期間の前後を通じて家族の経済状況に大きな変化が認められないことから、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は平成9年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から38年3月まで

私が20歳ぐらいの時、両親から国民年金加入手続を済ませたとの連絡があった。

私は国民年金加入手続及び保険料納付には関与していなかったが、当時、A町に住む両親に仕送りしており、その中から保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約39年間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度発足の昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年5月に払い出されており、その時点で申立期間は納付可能な期間であり、当時、A町では、国民年金加入者の未納分の保険料について、社会保険事務所に連絡し、納付書の発行手続を取っていたことが確認できる。

加えて、納付日が確認できる昭和38年度から40年度までの期間、46年度及び47年度について、申立人及びその母親の保険料は4か月を除いて同一日に納付されており、申立人の保険料をその母親が納付していたとする申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月、48年4月から同年10月までの期間、49年5月から50年5月までの期間及び同年7月から51年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から同年9月まで
② 昭和43年7月及び同年8月
③ 昭和48年4月から同年10月まで
④ 昭和49年5月から50年5月まで
⑤ 昭和50年7月から51年5月まで
⑥ 昭和52年4月から同年6月まで

申立期間の国民年金保険料について、昭和52年2月に手術をし、術後の経過が思わしくなく、その後余病を併発し、入退院を繰り返していたところ、55年に当時加入していた簡易保険からまとまった額の給付金が支払われたことから、A社会保険事務所の国民年金の担当窓口に行き、未納保険料とその年度の保険料を併せてすべて納付した。

100万円ぐらい持参し、50万円ぐらい納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納になっていることは納得できないので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時期から昭和55年4月ごろに国民年金加入手続を行ったと推認され、同年4月16日に、38年12月から41年4月までの期間（ただし、39年8月分を除く。）、同年10月から42年6月までの期間及び同年12月から43年6月までの期間の国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

また、加入手続の時点で過年度納付が可能であった期間についても納付しており、申立人の遡^{そきゅう}及納付に対する意識は高かったと考えられる上、申立期間以降は、平成4年度の合計7か月を除いて未納期間は無い。

さらに、申立人及びその長女は、昭和55年当時に簡易保険から高額の給付金があったことを記憶しており、保険料納付の資金に係る申立人の説明に不自然な点は無いとともに、特例納付可能な期間すべてについて納付する資力があつたと推認され、申立人がまとめて納付したとする保険料の金額は、55年4月時点で特例納付、過年度納付及び現年度納付が可能であった期間を併せた保険料額と大きな相違は無い。

加えて、平成6年7月20日付けで昭和42年7月の保険料について追加納付の処理が行われており（理由は不明）、行政側の記録管理が不適切であった状況が見受けられる。

一方、昭和41年7月から同年9月までの期間、43年8月及び52年4月から同年6月までの期間については、申立人が特例納付を行った時点では無資格期間であり国民年金保険料は納付できない期間であったが、平成2年2月14日付けで行われた厚生年金保険記録と国民年金記録の照合により国民年金未納期間と特定されたことから、さかのぼって納付することができたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月、48年4月から同年10月までの期間、49年5月から50年5月までの期間及び50年7月から51年5月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月及び52年11月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年11月
② 昭和52年11月から53年3月まで

A県B部を退職し、C市に勤めるまでの昭和50年11月の国民年金保険料1か月分については、C市D区役所のE課で厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付を行っており、国民年金が未納期間となっていることは納得できない。

また、婚姻しC市F区に住んでいた昭和53年4月22日に、C市F区役所E課の窓口で、婚姻による姓の変更、婚姻後も国民年金を継続すること、婚姻後の未納期間の保険料を納付すること、及びそれ以降の保険料を夫の銀行口座からの引き落としとすることを申し出たが、52年11月19日に国民年金の資格喪失及び53年4月22日に任意加入の届出をした事実はない。

昭和52年11月から53年3月までの5か月間の保険料は同区役所のE課窓口で納付しており、領収書は紛失したが、当該期間が未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断理由

1 申立期間②については、婚姻後、C市F区に住んでいた昭和53年4月22日にC市F区役所のE課窓口で、「婚姻による姓の変更、婚姻後も国民年金を継続すること、婚姻した以降の未納保険料を納付すること、及びそれ以降の保険料は夫の銀行口座からの引き落としとすること。」を申し出たとする申立人の供述のとおり、53年4月以降の保険料については、申立人の夫名義の銀行口座から振替により納付されたことが確認できることから国民年金に対する納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間②は5か月と短期間であり、前後の期間は納付済みとなっているほか、申立人は昭和52年10月に厚生年金保険の被保険者と婚姻していることから、申立期間②は任意加入期間に相当するが、53年4月の時点で昭和52年度保険料に当たる申立期間②の保険料を納付したのであれば、60年改正前国民年金法附則第6条の2の規定により、任意加入の届出があったとみなされることから、制度上、不合理でない。

さらに、姓等の変更手続きの際に^{さかのぼ}る未納保険料の納付の可否について特段の説明があったとの記憶も無いことから、申立人が、^{さかのぼ}って国民年金保険料を納付したとする供述に不自然さは無い。

2 申立期間①について、申立人は、「昭和50年11月ごろにC市D区役所のE課窓口へオレンジ色の年金手帳を持参し、厚生年金保険から国民年金への変更手続きを行い、その窓口で国民年金保険料を納付した。」と主張しており、社会保険庁が保管する国民年金被保険者記録及びC市が保管する年度別保険料納付記録台帳とも、当該期間に係る国民年金の資格取得及び資格喪失の手続きが行われた形跡は見られないが、申立人は、申立期間①前後の期間における厚生年金保険と国民年金の切替手続きを適切に行い、納付意識が高かったと推認できる。

また、申立期間①後に加入した厚生年金保険の資格を喪失した直後の昭和52年7月から同年10月までについて、社会保険庁が保管している記録では未納とされていたが、平成19年になって納付済みに訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえることから、申立期間①の国民年金保険料が、申立人の供述どおり納付されていたと推認することが自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 1 月までの期間、55 年 5 月から同年 9 月までの期間、56 年 1 月から同年 7 月までの期間及び同年 11 月から 57 年 1 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 55 年 1 月まで
② 昭和 55 年 5 月から同年 9 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から同年 7 月まで
④ 昭和 56 年 11 月から 57 年 1 月まで

昭和 36 年 4 月、A 市において、夫婦一緒に国民年金に加入した。

昭和 46 年 1 月の農業者年金制度の開始とともに農業者年金に加入し、これを契機に、国民年金については付加保険料の納付も始め、57 年 1 月に国民年金の付加保険料の納付を止めるまで、付加保険料を納付していた。57 年 2 月以降は、国民年金の定額保険料のみを納付した。

国民年金保険料は、昭和 54 年度までは農協の組合勘定により納付し、55 年度以降は銀行又は郵便局において納付した。

社会保険事務所に国民年金の納付記録を照会したところ、昭和 53 年 4 月から 57 年 1 月までの付加保険料が還付されたことになっており、当該期間の納付記録は定額保険料のみの納付となっていた。

申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金の付加保険料の納付について、昭和 46 年 1 月から国民年金付加保険料の納付を始め、以後、57 年 2 月ごろ A 市役所において、付加保険料の納付を止める旨の申入を行うまで納付したとしているところ、申

立人は、46年1月、農業者年金に加入し、これを契機として付加保険料の納付を始め、57年1月まで付加保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人は、付加保険料を含む国民年金保険料の納付方法について、昭和54年度までは農協の組合勘定により納付し、55年度以降は銀行又は郵便局において納付したとしているところ、申立人は、54年度までは、B農業協同組合の組合勘定により保険料を納付し、55年度からは納付書により保険料を納付しており、申立人の主張と一致する。

一方、社会保険事務所では、申立期間の付加保険料について、昭和57年11月20日に、申立人が53年4月20日付けで農業者年金の被保険者資格を喪失したことを理由に、遡及^{そきゆう}して付加保険料の還付を行っている。

しかし、申立人は、昭和55年7月に農業者年金について脱退一時金を受領している上、55年5月から申立人の保険料の納付方法が、組合勘定から納付書方式へと変更となっていることから、申立人は55年5月ごろ、A市に農業者年金の被保険者資格の喪失を届出たものと考えられ、社会保険事務所がこれより2年以上も遅れて57年11月に申立人の農業者年金の資格喪失を理由に付加保険料を還付するのは不自然である。

加えて、申立人は、昭和53年4月20日に農業者年金の資格を喪失した後も、57年2月ごろにA市役所において、付加保険料の納付を止める旨を申し入れるまで、継続して付加保険料を納付する意思を有していたものと認められるところ、管轄の社会保険事務所では、農業者年金の被保険者資格喪失後に納付された付加保険料の取扱いについて、原則として還付することとしているが、農業者年金の資格喪失後もそのまま国民年金の被保険者資格に基づき付加保険料を納付する旨の申出があった場合には、既に納付された付加保険料について還付せず、付加保険料納付済期間として取り扱っていたとしている。

その上、申立人は、昭和55年5月ごろに農業者年金の資格喪失届を行ったと推認されることから、これ以降の国民年金資格取得に伴う付加年金の届出が農業者年金被保険者であったことを理由に行われたとは考え難い。

これらの状況を踏まえると、申立人が、昭和53年4月20日に農業者年金の資格を喪失した後に納付した付加保険料は、農業者年金の被保険者資格に基づく納付ではなく、任意で納付したものと認められる。

したがって、社会保険事務所が、申立期間の付加保険料について、昭和57年11月に、申立人が53年4月に農業者年金の被保険者資格を喪失したことを理由に、遡及^{そきゆう}して付加保険料の還付を行った事務処理は誤りと認められることから、申立期間について付加保険料納付済期間として扱うのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月から49年3月までの期間及び60年7月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から49年3月まで
② 昭和60年7月
③ 昭和60年10月から61年11月まで
④ 昭和62年7月
⑤ 昭和63年1月から同年3月まで
⑥ 昭和63年6月

昭和48年2月ごろ、国民年金の加入手続をA町役場で行った際、窓口の担当者から付加年金の加入を勧められたので、併せて付加年金の加入手続も行い、申立期間①の国民年金保険料と付加保険料を納付した。

その後、厚生年金保険から国民年金への切替手続の都度、付加年金の加入手続も同時に行い、申立期間②から⑥の国民年金保険料と付加保険料をすべて納付したはずである。

申立期間①から③についての付加保険料及び申立期間④から⑥の国民年金保険料と付加保険料が、いずれも未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人夫婦と国民年金手帳記号番号が近く（前後10番以内）、A町において同時期に付加年金に加入した被保険者4人のうち3人は、加入当初から付加保険料を納付していることが確認でき、加入手続の際に役場担当者から付加年金の加入を勧められたとする申立人の主張は、基本的に信用できる。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録から、申立人が付加年金の任意加入期間であることが確認できる上、申立人は、申立期間②の直前の

昭和58年4月から60年6月までの期間について付加保険料を納付しているほか、申立人の妻も申立期間②を含む49年4月から60年9月までの期間について付加保険料を納付している。

さらに、A町では、当時、付加保険料を納める被保険者に対して、国民年金定額保険料と付加保険料の合算金額を記載した納付書を送付していたことが確認でき、付加保険料のみが未納とされているのは不自然である。

2 しかし、申立期間③については、社会保険庁の記録から、申立人及びその妻は国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、付加保険料についてはさかのぼって納付することができないことから、当該期間の付加年金保険料については納付されていなかったと考えられる。

3 一方、申立期間④から⑥については、申立人が昭和61年から63年までの間においてB市内の厚生年金保険適用4事業所を転職した合間の期間である。

申立人は、これら3つの期間の国民年金加入手続について、申立ての当初において、B市C区役所又は同市D区役所で行ったと主張していたが、申立人がB市の住民登録を行ったのは、申立期間後の平成元年3月10日であることが住民票から確認できるほか、聴取の過程においてA町で加入手続を行ったと主張を変遷させており、申立期間当時の記憶に曖昧な点が見受けられる上、昭和61年12月20日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、国民年金に再加入した形跡が見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付場所について具体的な記憶が無く、その供述内容も変遷するなど、申立内容に信憑性が認められない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月から49年3月までの期間及び60年7月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月から38年1月までの期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得に係る記録を37年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

また、昭和52年9月から同年10月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社（現在は、B社）E営業所における資格喪失日に係る記録を52年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月8日から同年10月1日まで
② 昭和37年8月1日から38年2月1日まで
③ 昭和52年9月16日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については厚生年金保険に未加入であるとの回答であった。昭和36年9月8日から平成16年1月20日までA社に勤務しており、5か所転勤したが厚生年金保険の加入期間に空白期間があるとは考えられない。厚生年金保険料の控除を証明するものは無いが、勤務先より「在籍期間証明書」を取り寄せたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立てに係る事業所発行の在職期間証明書及び当該事業所が保管する「人事台帳」、「退職金支給計算書」により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間は、同社F出張所から同社C出張所に異動した際に生じた

欠落期間であり、同時期に異動した8人すべてに同様の欠落期間が認められるが、このうち、連絡先が判明した二人は、「申立期間の給与はC出張所から支給されていた。厚生年金保険料や健康保険料もF出張所と同じように給与から控除されていた。」と供述しており、申立人は申立期間において同社C出張所で厚生年金保険被保険者だったと考えられる。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を同社C出張所において事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、同社C出張所は、昭和38年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所が新規適用年月日に厚生年金保険被保険者資格を取得した8人は、昭和37年8月1日に適用事業所に該当しなくなった同社F出張所において資格を喪失しているが、複数の同僚の供述から、申立期間に同社C出張所に勤務していたことが確認されることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C出張所に係る昭和38年2月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間②において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、申立てに係る事業所発行の在職期間証明書及び当該事業所が保管する「人事台帳」、「退職金支給計算書」並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間③においてD社（昭和45年6月1日A社から名称変更）に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間は、同社E営業所から同社G営業所に転勤した際に生じた欠落期間であり、申立人及び申立人と共に同社E営業所から同社G営業所に異動した同僚は、「G営業所の立ち上げのため、二人が先にH市に赴任し、申立期間の給与はE営業所から出ていた。」と供述している。

これらを申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を同社E営業所において事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、D社E営業所に係る昭和52年7月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、G営業所の開設準備のために昭和52

年9月16日にH市に赴任したことは社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、申立てに係る事業所発行の在職期間証明書及び事業所が保管する「人事台帳」、「退職金支給計算書」により、申立人は、A社F出張所に昭和36年9月8日に入社したことは認められるが、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されたことに関する具体的な記憶も無い。

また、A社F出張所の健康保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚4人について照会したところ、二人からは「入社時に厚生年金保険に加入した。」としている一方、別の二人からは「厚生年金保険に加入したのは入社後相当期間経過してからであり、入社直後は厚生年金保険に加入していない。」と供述していることから、当該事業所は、一律に入社日を厚生年金保険の被保険者資格取得日としない取扱いがなされていたものと推認できる。

加えて、当該事業所に対し、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について照会したところ、同保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）の資格取得日に係る記録を昭和38年9月26日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月26日から同年12月1日まで

昭和35年4月1日からC社に勤務しており、38年9月26日に系列会社であるA社に異動し、同社がB社となった後の平成12年1月7日まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間の給与明細書を保管しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管するC社の辞令簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる（昭和38年9月26日にC社から関連企業であるA社に異動）。

また、申立人が保管する給与明細書により、申立期間のうち昭和38年10月及び同年11月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人がC社からA社と一緒に異動したとする同僚8人のうち一人が「A社がC社から分社した昭和37年1月から38年9月までの期間は、C社がA社の従業員に係る給与の支給、給与からの厚生年金保険料の控除及び同保険料の社会保険事務所への納付を代行していた。」と供述している上、当該8人のうち他の一人は、社会保険事務所の記録により、申立期間について厚生

年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和 38 年 10 月及び同年 11 月の給与明細書から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 9 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和52年4月1日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和52年8月1日から同年9月1日まで

昭和52年4月から同年8月まで、A社のB部門に継続して勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間の給与明細書を保管しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保管する昭和52年4月分の給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に昭和52年4月1日から継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和52年4月分の給与明細書から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が平成15年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出のあった昭和 52 年 8 月分の給与明細書によると、申立人が申立期間②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の A 社における離職日は昭和 52 年 7 月 31 日となっており、また、申立人から提出のあった 52 年 8 月分の給与明細書は、記載された基本給及び諸手当の支給額が、いずれも同年 5 月から同年 7 月までの各月の支給額の 3 分の 1 程度と少ないことから、同年 7 月分の給与の締め日以降の約 10 日分の給与の支払いに係るものと考えられ、申立人が同月中に退職していたことをうかがわせるものとなっている。また、このほかに勤務の事実があったことを示す関連資料、周辺事情は無く、申立期間②における勤務の実態は確認できないことから、申立人は同月において厚生年金保険の被保険者資格を有していなかったものと推測される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、事業主により、昭和 52 年 8 月分の保険料を同月の給与から控除されていたことは確認できるが、申立期間②は当該事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年11月まで

A市のB店に住み込みで働いていた昭和36年当時、店主が私の将来のためにと国民年金に加入し、保険料を納付してくれた。店主も44年に死亡し、帰省時に店主から渡された国民年金手帳は紛失したが、確かに店主が保険料を納付したはずなので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時勤務していた店の店主が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、その店主も亡くなっていることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、昭和44年8月に国民年金に任意加入しており、その時点で申立期間については時効により保険料を納付できないことになっており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、勤務先に出入りしていた郵便局員に店主が保険料を納付していたと主張しているが、当時の保険料の納付は、印紙検認方式であり郵便局では保険料を納付できないことになっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 908

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年5月まで

昭和63年11月ごろA町（現在は、B町）役場の職員が、夫が経営する店を訪れ、「国民年金の制度が変わって、今なら未納保険料をさかのぼって納付すると、65歳から満額もらえる。」と説明した。

金額は総額48万円と言われたと記憶しており、その場で保険料の納付をしないで、後日12万円ずつ4回に分けて、現金を同町役場に持参し、収入役の窓口で納付した。

店の売上記録（手帳）にも、年金保険として「120,000」の記載が三つあり、間違いなく国民年金保険料として合計48万円を納付しているので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した契機を、「昭和63年11月ごろA町役場の職員が、申立人の夫が経営する店を訪れ、未納保険料を今納付すれば、65歳から満額の年金がもらえると言ったため。」と供述しているが、役場職員が訪問の際に示したとする総額48万円は申立期間において実際に納付すべき保険料額（19万7,200円）と大きく異なっており、申立人より提出された、「63年度分の所得税の確定申告書」の社会保険料控除の欄にも国民年金保険料の控除額が計上されていないことから、申立人から提出された売上記録（手帳）において「年金保険120,000」などの記録は3回分確認できるものの、これを申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を証明するものであると認めることは困難である。

また、申立期間に係る第1号被保険者への種別変更処理は、平成3年7月に行われている上、申立期間の終期の翌月となる元年6月から3年3月までの期

間を過年度保険料として18万800円、及び同年4月から同年7月までの期間を現年度保険料として3万6,000円納付していることが、社会保険庁が保管する国民年金被保険者記録及びB町が保管する国民年金保険料検認記録で確認でき、かつ、申立人が所持する売上記録（手帳）の3年7月のページに記載されている内容も、行政側の記録と納付時期、納付期間及び納付金額が一致することから、申立人が国民年金の種別変更手続を行ったのはこのころと推認され、この時点において、申立期間は時効により既に納付できない期間になったため、申立人は時効期限を経過していない元年6月分以降の国民年金保険料を納付したものと認められる。

さらに、当時A町で国民年金を担当していた係に、昭和58年から6年間在籍していた職員に対して行った調査の結果、「申立人が、昭和63年11月ごろに訪問したとする役場職員は実在していたが、採用から退職まで一貫してほかの係を担当しており、国民年金業務に従事したことは無いため、国民年金制度を説明することはあり得ない。また、当時は国民年金未納保険料の戸別勧奨等を実施できる体制に無く、年間2回程度のはがきによる納付督促にとどまっていた。さらに、当該職員以外に男性、女性のいずれも同姓の職員はいなかった。」との回答を得た。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から9年3月まで

申立人である息子は、平成2年から毎年、父の私と一緒にA市B区役所において国民年金保険料の免除申請を行っていたが、申立期間は未納期間と記録されている。

息子は、平成8年8月にC症と診断され2回の手術を受けたが、現在、意思表示ができないである。息子は平成8年11月に身体障害者1級の交付を受けたが、国民年金保険料の未納期間があるため障害基礎年金を受けることができない。

息子は間違いなく免除申請手続をしているので、申立期間を申請免除期間と認めてほしい。

(注) 申立人は意思表示ができないため、申立人の父親が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請し、承認されたことを示す関連資料は無い。

また、申立人の父は、申立期間当時、毎年春ごろ申立人と二人でA市B区役所に赴き、申立人及び申立人の両親併せて3人分の国民年金保険料の免除申請を行ったとしているが、申立人の両親についても申立期間の保険料は未納の記録となっているほか、同居していた申立人の妹も、20歳到達時から厚生年金保険に加入するまでの間（平成6年5月から7年11月まで）の保険料は未納と記録されている。

さらに、国民年金保険料の免除申請をした被保険者に対しては、保険料免除申請の承認又は却下の通知書が交付されるが、申立人の父は、社会保険庁の記

録で申請免除となっている期間は、3人分の同通知書が届き保管しているものの、申立期間については3人とも届いていないとしている。

加えて、申立人及び申立人の両親の国民年金保険料の記録は、平成2年2月から19年3月まで、申請免除期間及び未納期間共に完全に一致しており、申立人の両親には、申立期間の前にも申請免除期間と未納期間が混在している状況がみられることから、申立期間が未納期間となっていることが不自然であるとは言い難い。

その上、平成6年4月に申立人の妹が就職したこと、同年8月には申立人がD師免許を取得したことなど、世帯の収入が改善したことをうかがわせる状況がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 910

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、社会保険事務所から、納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。昭和 36 年ごろ、亡くなった父が加入手続を行い、女性の集金人が自宅に来た際に、保険料を納付していたので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 36 年ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は加入手続に関与していない上、申立人の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録により、昭和 41 年 12 月以降に払い出されたと推定できることから、その時期に国民年金の加入手続が行われ、同時に 36 年 4 月までさかのぼって資格取得（強制加入）されたものと推認できる。

さらに、国民年金の加入手続を行ったと推定される昭和 41 年 12 月の時点では、申立期間の半分以上は時効により納付できない上、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人の夫は、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料が未納であるほか、39 年 4 月から 40 年 3 月までは申請免除期間である。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和10年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年4月から41年3月まで

昭和38年の結婚当時、A市に勤務する夫の同僚から、国民年金の加入者が不足しているため、本来加入できない共済組合加入期間についても、国民年金保険料を一括納付すれば国民年金に加入できると聞き、申立期間のうち、36年4月から38年2月までの保険料を夫が一括納付した記憶がある。

また、昭和38年3月以降の保険料については、夫の給与から控除されて納付していたはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付等に関与しておらず、申立人の夫に聴取しても記憶が明確でないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録により昭和43年4月ごろに払い出されたことが確認でき、その時点で、申立期間の一部(昭和41年1月から同年3月まで)を除き、時効により保険料を納付することができない上、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が昭和38年当時、国民年金の加入及び保険料の納付を勧奨したとする申立人の夫の同僚は、A市に対する調査結果から、申立期間当時は国民年金業務を担当していなかったことが確認できる上、既に死亡しているため当時の状況を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間の一部である昭和38年3月から41年3月まで

の期間の保険料は夫の給与から控除されていたと供述しているが、A市は、国民年金保険料を職員の給与から控除するようになったのは、「A市国民年金保険料納入組合」が設立された昭和43年以降からであるとしていることから、申立人の供述には不自然な点がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年3月までの期間、61年10月及び62年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から48年3月まで
② 昭和61年10月
③ 昭和62年11月

申立期間①については、昭和40年3月の結婚後、同年4月以降の6年間分の国民年金保険料を納付していないことをA町役場（現在はB市）から言われていた。

夫がC農協（現在はD農協E支店）に私の保険料が未納であることを相談したところ、納付を勧められたので、昭和46年4月に40年4月から48年3月までの保険料をまとめて納付した。

また、申立期間②及び③については、保険料は私がF郵便局で納付していた。このころは、夏期はG社に勤めて厚生年金保険に加入し、冬期は国民年金に加入して保険料を納付していた。

いずれの申立期間も未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、夫の組合員勘定から納付した。」と述べており、C農協に対する調査結果から、申立人の夫が組合員勘定を利用できる同農協の正組合員であったこと、及び同勘定からの振替により保険料の納付が昭和46年ごろは可能であったことが確認できるが、組合員勘定では市町村が収納する現年度保険料のみを取り扱っており、特例納付の保険料を納付することはできない。また、46年4月時点で2年先の48年3月までの保険料を納付することはできない上、C農協も、複数年の保険料を組合員勘定から一括して振り替えすることが、申立期間①当時、可能であったか否かは不明としている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録から昭和48年11月5日に払い出されていることが確認できるが、申立人が結婚する前にH町で払い出された別の同手帳記号番号（xxxx-xxxxxx）は、申立期間①当時、使用されていなかったことが確認できる上、これとは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見られないことから、46年4月に40年4月から48年3月までの8年間分の保険料を納付したとする申立人の供述は不自然な点がみられる。

加えて、申立期間①は96か月と長期間であり、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 2 申立期間②及び③については、社会保険事務所で平成14年4月5日に申立人の資格記録の訂正が行われたことにより、未納期間とされたが、申立期間当時は未加入期間であり、納付書は発行されないことから郵便局で国民年金保険料を納付することができない上、記録が訂正された時点では、時効により納付できないことから、保険料を納付したとは考え難い。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月から 48 年 4 月 20 日まで
② 昭和 48 年 4 月 20 日から 49 年 1 月 1 日まで

A社(①の期間)及びB社(②の期間)に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 44 年 9 月から A 社に勤務し、その後、48 年 4 月に関連会社の B 社に異動となり平成 5 年まで勤務していた。

同時期に勤務していた同僚は、A 社及び B 社で共に厚生年金保険に加入となっていることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録が申立期間①内に一部確認できることから判断すると、申立人が申立期間①中においてA社に勤務していたことは推認できる。

また、当該事業所に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当時の関係書類が残っておらず、申立人の勤務状況については確認できない。また、厚生年金保険の適用状況についても関係書類が無く不明であるが、当時、勤務していた者全員について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたと思う。」との回答を

得ているが、供述を裏付ける関連資料は無い。

さらに、申立人が一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚二人、及び社会保険事務所の記録により申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者に照会したところ、複数の者が、申立人が申立期間に当該事業所でC職として勤務していたと供述しているものの、申立人の雇用形態、厚生年金保険の適用状況等に関する具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、同僚の調査において当該事業所に勤務していたと名前の挙げた者について、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において加入状況を見ると、二人は申立期間①の全期間において厚生年金保険の加入記録が無く、一人は、申立期間①の期間において7か月しか厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる上、この同僚は、「A社とB社に、合わせて20年ぐらい勤務していた。申立人とは同じ時期に勤務していたが、申立人の勤務期間については明確に覚えていない。また、当該事業所における厚生年金保険の適用状況については記憶に無いが、私の厚生年金保険の加入記録は7か月しかない。当時、私は自分の車で請負のような形で勤務していた。」と供述しており、当該事業所の厚生年金保険の加入基準については確認できないが、これらのことを踏まえると、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがわれる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間①については国民年金被保険者となっている上、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はB社において、昭和48年5月1日から同年12月31日までの期間について勤務していたと認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は既に適用事業所に該当しなくなったか、これに相当する状況と考えられ、商業登記簿謄本によると、当該事業所は平成20年3月31日解散となっていることから、当該事業所の清算人に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当時の関係書類が残っておらず、申立人の勤務状況等は確認できないが、当時勤務していた者から聴取したところ、『申立人は当該

事業所において季節雇用で勤務していたと思われる。』との供述が得られた。また、厚生年金保険の適用状況については関係資料が無く不明であるが、当時、勤務していた者全員について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたと思う。」との回答を得ているが、供述を裏付ける関連資料は無い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社及びB社で同時期に勤務していたと申立人が名前を挙げた二人は、当該事業所において、兩人とも、申立期間である昭和48年4月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年1月1日に同資格を喪失していることが確認できるものの、兩人からは申立人の厚生年金保険の適用状況等の具体的な供述を得ることができず、また、他の者からも申立てに係る具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、同僚の調査において当該事業所に勤務していたと名前の挙がった者のうち3人については、申立人と同様に申立期間②において当該事業所での厚生年金保険の加入記録が無く、このうち一人は、「A社とB社に、合わせて20年ぐらい勤務していた。申立人とは同じ時期に勤務していたが、申立人の勤務期間については明確に覚えていない。また、自分も申立期間②において、厚生年金保険の加入記録は無いが、当該事業所での厚生年金保険の適用状況等については不明である。」と供述しており、当該事業所の厚生年金保険の加入基準については確認できないが、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがわれる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間②において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間②については国民年金被保険者となっている上、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑥から⑪までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 5 月まで
② 昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 40 年 12 月 23 日から 41 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 41 年 12 月 21 日から 43 年 4 月 6 日まで
⑤ 昭和 45 年から 47 年まで
⑥ 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑦ 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 25 日まで
⑧ 昭和 40 年 7 月 4 日から同年 12 月 23 日まで
⑨ 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
⑩ 昭和 47 年 5 月 30 日から 50 年 4 月 6 日まで
⑪ 昭和 52 年 4 月 1 日から 56 年 5 月 1 日まで

A社（①の期間）、B社（②の期間）、C社（③及び④の期間）及びD社（⑤の期間）にそれぞれ勤務し、給与から厚生年金保険料が差し引かれていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

また、E社（⑥の期間）、B社（⑦の期間）、C社（⑧及び⑨の期間）、F社（⑩の期間）及びG社（⑪の期間）については、厚生年金保険の加入記録はあるものの、社会保険庁の記録上の標準報酬月額が実際にもらっていた給与、手当の額より低い額とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑤までについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立期間⑥から⑩までについて、申立人には給与明細書等の関連資料が無く、これらの申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立てのあった事業所（A社）はB社の名称で、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年4月1日から同保険に加入していた被保険者について、社会保険事務所の記録を確認したところ、申立期間①は別の事業所に勤務していたか、あるいは、厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明のため、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

加えて、申立人から申立期間①当時の同僚について情報を得ることができず、これらの者から申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和40年4月1日から同年6月25日までの期間は、C社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

しかし、申立期間②については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、当時の役員に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したものの、厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人から申立期間②当時の同僚について情報を得ることができず、これらの者から申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

4 申立期間③及び④について、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和40年7月4日から同年12月22日までの期間及び41年4月1日から同年12月20日までの期間はD社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和40年7月4日から同年12月23日までの期間及び41年4月1日から同年12月21日までの期間はD社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、これらの記録は雇用保険の加入記録と一致（厚生年金保険の資格喪失日は離職日の翌日）しており、当該事業所が社会保険事務所と公共職業安定所の双方に誤った届出をしたとは考え難い上、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が同時に同じ記録誤りを犯すことも考え難いことから、当該事業所では、社会保険庁の記録どおりの被保険者資格に係る届出をしていたことがうかがわれる。

しかし、申立期間③及び④については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、当該事業所の事業を継承した会社も、既に解散していることから、当該事業所の元事業主及び元役員に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したものの、厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人と同様に申立期間③の直前までは当該事業所での厚生年金保険の加入記録があるものの、申立期間③又は同期間の一部について同保険の被保険者記録が無い者が多数見られることから、申立期間③当時、当該事業所では、申立期間③及びその前後を通じて、従業員を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことが推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

5 申立期間⑤について、申立人が一緒に勤務していたとする元同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は見当たらず、申立期間⑤のうち昭和45年5月16日から同年12月12日までの期間及び46年6月1日から同年7月31日までの期間は別の事業所での加入記録が確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できな

い。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当該事業所の元事業主に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したものの、厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所の記録上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年7月1日から45年12月31日までの間に、同事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の加入記録を見ると、事業主等を除き、すべての者が被保険者資格を取得してから9か月以内に同資格を喪失しており、申立期間⑤を通じて厚生年金保険の被保険者であった者は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 申立期間⑥について、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されているE社における申立人の標準報酬月額は、昭和39年6月1日は2万2,000円、同年10月1日は2万円と記録されており、これらの標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に申立人に係る勤務及び給与支給の実態について照会したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人と年齢が近く、被保険者資格の取得日が近接している複数の者の標準報酬月額と比較しても、申立人だけがとりわけ低くなっている等の不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 7 申立期間⑦について、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されているC社における申立人の標準報酬月額は、昭和40年4月1日は1万円と記録されており、この標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、当時の役員に申立人に係る勤務及び給与支給の実態について照会したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人と年齢が近く、被保険者資格の取得日が近接している複数の者の標準報酬月額と比較しても、申立人だけがとりわけ低くなっている等の不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 8 申立期間⑧及び⑨について、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されているD社における申立人の標準報酬月額は、昭和40年7月4日は1万2,000円、同年11月1日は2万円と記録されており、これらの標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、同社の事業を継承した会社も、既に解散していることから、当該事業所の元事業主に申立人に係る勤務及び給与支給の実態について照会したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人と年齢が近く、被保険者資格の取得日が近接している複数の者の標準報酬月額と比較しても、申立人だけがとりわけ低くなっている等の不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 9 申立期間⑩について、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されているG社における申立人の標準報酬月額は、昭和47年5月30日は6万円、48年9月1日は7万6,000円、49年10月1日は10万4,000円と記録されており、これらの標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該事業所の関係者の所在も不明のため、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人と年齢が近く、被保険者資格の取得日が近接している複数の者の標準報酬月額と比較しても、申立人だけがとりわけ低くなっている等の不自然な点は認められない。

なお、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額を上回る報酬を得ていたことを示すものであるとして申立人から提示のあった資料及び申立人の当時の勤務実態に関する供述から判断すると、申立期間⑩当時、当該事業所から申立人には、給与に加え相当程度の出張旅費等が支給されていたものと推測されるが、出張旅費等については、厚生年金保険法第3条に規定す

る報酬には含まれないものと解されており、これをもって、申立人が社会保険事務所の記録上の標準報酬月額を上回る報酬を得ており、それに基づく保険料控除がなされていたとは言い難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 10 申立期間⑩について、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されているH社における申立人の標準報酬月額は、昭和52年4月1日は15万円、同年10月1日は16万円、53年8月1日は20万円及び54年10月1日は22万円と記録されており、これらの標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に申立人に係る勤務及び給与支給の実態について照会したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人と年齢が近く、被保険者資格の取得日が近接している複数の者の標準報酬月額と比較しても、申立人だけがとりわけ低くなっている等の不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 11 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間⑥から⑩までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から33年8月1日まで

昭和32年7月23日から33年7月31日までA社にB職として勤務していたが、社会保険事務所で確認したところ、32年9月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したになっている。

申立期間については、間違い無く申立事業所に勤務しており、健康保険証を受け取った記憶が有り、給与から厚生年金保険料が控除されていたことも間違い無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述から判断すると、退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及び社会保険庁のオンライン記録により申立期間に当該事業所において被保険者であったことが確認できる同僚二人からは、申立人に係る厚生年金保険の適用状況についての具体的な供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間当時、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、当該事業所は平成9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当

しなくなっており、事業主及び役員は既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 782

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
② 昭和 43 年 6 月 11 日から 47 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 6 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 37 年 12 月ごろから 38 年 12 月まで、A 社又は同社の下請事業所の B 作業所において、日雇労働者として C 工事に従事していた。同年 3 月に D 士免許を取得し、また、同工事に従事していた時、同僚が事故に遭い手術を受けた際に立会人を頼まれた記憶がある。

申立期間②について、E 市の F 業関係の会社を経営していた G 氏が経営していた店で勤務し、給与から社会保険料が控除されていた記憶がある。

申立期間③について、昭和 50 年ごろ H 県へ行き I 製造販売会社 J 社で K 兼 L 部長の肩書をもらい、M 業務と N 業務に従事した。この間、I 製造に係る O 関係の申請をした記憶がある。

いずれの申立期間についても、事業所に勤務していれば厚生年金保険に加入しているはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、申立人は日雇労働者として当該事業所に勤務していたとしているところ、A 社は、「申立てに係る工事においては、当時、

下請事業者は無く、当社の正社員以外の作業員は、すべて当社が雇用する日雇労働者であった。日雇労働者については厚生年金保険の適用除外のため、厚生年金保険に加入させたことは無かった。」と供述している。

また、申立人は一緒に勤務していた同僚一人の名字のみしか記憶しておらず、この同僚を特定することができないため、社会保険事務所の記録から、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 25 人に照会し、申立人が勤務していた作業現場で勤務していたとする 8 人から回答を得たが、申立人が勤務していたことについて記憶がある者はおらず、うち 4 人が、「当時の作業現場では、正社員以外は日雇作業員であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、付き添ったと主張する当該工事に係る労働災害に関して、P 労働基準監督署に照会したところ、関連書類等が残っていないため不明であり、障害年金の対象者にも該当者は見当たらないとの回答であった。

- 3 申立期間②及び③について、申立人は、各々の申立てに係る事業主の姓のみしか記憶していないためこれらの者を特定することができず、一緒に勤務した同僚の名前を記憶していないため、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人が勤務していたとする両事業所は、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人が主張する事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、両事業所の所在地を管轄する各法務局には、申立人が勤務していたとする事業所名の商業登記の記録は無い。

加えて、両申立期間の雇用保険の被保険者記録において、申立人の加入記録は存在しない。

- 4 申立期間②について、申立人は、勤務していた事業所は E 市の F 業関係の会社を運営していた G 氏が経営していたと主張していることから、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録を確認したところ、「G」に類似する事業所名称の F 業関係事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、Q 商工会議所及び R 組合に照会したが、該当する事業所は無いとの回答であった。

- 5 申立期間③について、申立人は、勤務していた事業所において I 製造に係る O 関係の申請をした記憶があると主張していることから、J 社又は類

似の事業所名による〇関係の申請状況について調査したが、申請された形跡は確認できなかった。

6 このほか、すべての申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月から 22 年 3 月まで
② 昭和 22 年 4 月から 23 年 11 月 30 日まで
③ 昭和 25 年 4 月から 27 年 1 月 19 日
④ 昭和 28 年 9 月から 30 年 3 月まで
⑤ 昭和 31 年 4 月から 34 年 3 月まで
⑥ 昭和 34 年 6 月から同年 11 月 30 日まで
⑦ 昭和 38 年 1 月 1 日から同年 1 月 31 日まで
⑧ 昭和 40 年 11 月 29 日から 45 年 3 月まで
⑨ 昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月 30 日まで
⑩ 昭和 48 年 2 月 28 日から同年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた申立期間①について、B社に勤務していた申立期間②について、C社で勤務していた申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

また、A社で勤務していた申立期間④については、申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録と重複している上、資格取得日が昭和 28 年 11 月 1 日であり、資格喪失日については 29 年 1 月 14 日とされていることから、私の同事業所における勤務実績とは相違している。

さらに、D社で勤務していた申立期間⑤について、E社で勤務していた申立期間⑥について、F社に勤務していた申立期間⑦及び⑧について、G社に勤務していた申立期間⑨及びH社に勤務していた申立期間⑩についても、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

しかしながら、私は、昭和 21 年 4 月から 48 年 4 月 1 日まで、途切れる

ことなく勤務し続けており、厚生年金保険の加入期間に空白があることは納得できない。

いずれの申立期間においても、厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

2 A社に係る申立期間①について、同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①において、当該事業所に勤務していた可能性は認めることはできる。

しかしながら、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、事業主は「当社が保管する申立期間①当時の厚生年金保険被保険者台帳を調査したが、申立人を確認することはできなかった。」と供述している。

また、前述の当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者台帳と社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査した結果、記録に相違は無い上、いずれの記録においても、申立人が申立期間①において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実はなく、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。難い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は、既に死亡しており、残る一人も所在を特定することができない上、社会保険事務所の記録により、申立期間①に係る当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚6人に照会したところ6人から回答が得られ、このうち一人が「申立人の名前を聞いたことがある。」と供述しているものの、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用については、「全く分からない。」と供述していることから、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることができない。

加えて、前述の同僚一人は、「当該事業所では、入社後一定期間は試用期間があり、同期間は厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料が控除されていたことは無い。」と供述しており、当該同僚が記憶している入社日と社会保険事務所の記録による厚生年金保険の被保険者資格取得日とは6か月間相違していること、及び事業主は、「申立期間①当時においては、入社後一定期間は試用期間があり、同期間は厚生年金保険を適用し

ていなかったと思われる。」と供述していることを併せて判断すると、申立期間①当時、当該事業所には一定期間の試用期間があったことが推定される上、申立人においても、入社日から厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料が給与から控除されていなかった状況がうかがわれる。

- 3 B社に係る申立期間②について、同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間②において、当該事業所に勤務していた可能性は認めることはできる。

しかしながら、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、事業主は「確認できる資料が保存されておらず、全く不明である。」と供述している上、申立期間②当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚7人のうち一人は、既に死亡しており、残る6人についても所在を特定することができないことから、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間②に係る当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚3人に照会したところ、このうち一人が「はっきりとはしないが、申立人に係る記憶がある。」と供述しているものの、これら3人全員が「当該事業所では、入社後一定期間は試用期間があり、同期間は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることから判断すると、申立期間②当時、当該事業所には一定期間の試用期間があったことが推定される。

さらに、前述の同僚3人全員について、当該同僚本人が記憶している入社日と社会保険事務所の記録による当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日とが、最大で12か月間相違していること、及びこのうち二人が「厚生年金保険に加入していなかった試用期間について、厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。」と供述していることを併せて判断すると、当該事業所において、申立人についてのみ入社初日から厚生年金保険に加入し、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

- 4 C社に係る申立期間③について、申立人は、申立期間③においてC社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和29年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は既に死亡している上、残る一人については所在を特定することができないことから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所は昭和25年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間③のうち25年4月から同年9月までの期間において、同事業所は、

厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚8人に照会し5人から回答が得られたところ、このうち一人から、「申立人と共に勤務した。」との供述が得られたものの、申立人が申立期間③において、当該事業所に勤務していたことを裏付けるような供述を得ることはできなかった。

加えて、前述の同僚5人全員が、「当該事業所では試用期間は無く、入社初日から厚生年金保険に加入しており、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とは一致している。」と供述していること、申立人について、社会保険事務所の記録により確認できる厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和27年1月20日以前に勤務していたことが確認できないことを併せて判断すると、申立人が申立期間③において当該事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたものとは考え難い。

- 5 A社に係る申立期間④については、申立人は、申立期間④においてA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、社会保険事務所の記録により、申立期間④のうち昭和28年11月1日から29年1月13日までの期間については、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社における厚生年金保険の加入記録は、申立期間③におけるC社に係る厚生年金保険の加入記録と重複しており、申立期間④のうち当該重複加入期間を含む昭和28年9月から29年3月30日までの期間は、前述のC社に係る厚生年金保険の加入記録となっていることが確認できる。

しかしながら、前述の申立期間④における厚生年金保険の重複加入については、社会保険事務所の記録によると、申立期間③に係るC社は、昭和29年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても、49年10月1日に解散していることが確認できるところ、事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態を確認することができず、申立期間④に係るA社も、「重複加入となった理由をうかがわせるような事情も無く、まったく不明である。」と供述していることに加えて、社会保険事務所が保管する両事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、訂正等の不自然さは見られず、訂正すべき関連資料、周辺事情は無いことから判断すると、当該重複加入に係る記録について訂正することはできない。

また、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用についてA社に照会したところ、同事業所は、「申立期間④当時においては、入社後一定期間の試用期間があり、同期間は厚生年金保険を適用していなかったと思わ

れる。また、同期間について、厚生年金保険を適用していないにもかかわらず、給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と供述している。

さらに、A社に保管されていた採用年月日が確認できる申立期間④当時の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている同僚 16 人のうち 13 人に係る採用年月日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とは一致しておらず、おおむね 3 か月間相違していることが確認できる上、当該台帳における厚生年金保険の被保険者資格取得日と社会保険事務所の記録により確認できる厚生年金保険の被保険者資格取得日に相違は無いことから判断すると、当該事業所には一定期間の試用期間があり、同期間においては、厚生年金保険を適用していなかったと認められる上、仮に申立人が主張しているとおり、昭和 29 年 9 月から A 社に勤務していたとしても、入社日から一定期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料が給与から控除されていなかったものと推認することができる。

加えて、申立期間④当時の同僚 10 人のうち所在が特定できた 3 人全員が、「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることはできない上、「当該事業所に係る退職日と厚生年金保険の資格喪失日とは一致しているはずだ。」と供述していることから判断すると、申立人についても、A 社に係る退職日と厚生年金保険の資格喪失日とは一致しているものと考えられる。

- 6 D社に係る申立期間⑤について、申立人は、申立期間⑤においてD社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、当該事業所は昭和 38 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、商業登記簿謄本により、当該事業所は昭和 35 年 1 月 12 日に設立されていることが確認できる上、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は同年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間⑤において、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 11 人に照会し 7 人から回答が得られた結果においても、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることはできなかつた上、申立期間⑤において、当該事業所に勤務していた同僚は確認できない。

その上、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日である昭和 35 年 3 月 1 日において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は 7 人いるが、これら 7 人全員について、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、

申立期間⑤において厚生年金保険に加入した記録は無い。

- 7 E社に係る申立期間⑥については、申立人は申立期間⑥において、E社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所は、昭和35年12月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡している上、申立期間⑥当時の取締役3人のいずれにおいても、所在を特定することができないことから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所は昭和34年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間⑥において、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人全員について、所在を特定することができない上、社会保険事務所の記録により、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚5人に照会し、3人から回答が得られた結果においても、いずれも「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日である昭和34年12月1日において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は11人いるが、これら11人全員について、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間⑥において厚生年金保険に加入した記録は無い。

- 8 F社に係る申立期間⑦及び⑧について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和38年1月1日から40年11月25日までの期間において、当該事業所に勤務していたことは認めることができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、当該事業所は昭和38年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当し、40年11月29日これに該当しなくなっていることが確認できることから、両申立期間について、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち二人は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い上、残る二人についても、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同様に、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日である、昭和38年2月1日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である昭和40年11月29日において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した申立人及び同僚23人

の併せて24人について、このうち申立人を含む17人が、同年12月6日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、申立期間⑦及び⑧当時の社会保険事務担当者は、「当該事業所は、昭和38年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、40年11月これに該当しなくなったことから、両申立期間において、厚生年金保険の適用事業所には該当していなかった。厚生年金保険料の控除は、被保険者であった全員について、38年2月から開始し、40年11月に終了していることから、両申立期間について、厚生年金保険料を控除していたことは無い。」と供述していることから判断すると、両申立期間において、申立人についてのみ、当該事業所に係る厚生年金保険被保険資格を取得し、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

なお、商業登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和41年6月28日において、I社に商号変更しており、社会保険事務所の記録によると、同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、社会保険事務所が保管するI社に係る厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立人が同事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

9 G社（昭和46年2月9日に、H社となっている。）に係る申立期間⑨及び⑩については、申立人は両申立期間において、G社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立人の両申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所は昭和45年11月10日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間⑨のうち45年4月から同年11月9日までの期間について、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間⑨について、事業主は「個人事業主として事業を開始した昭和45年11月において、申立人は勤務していなかった。」と供述している上、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚13人に照会し8人から回答が得られた結果においても、このうち3人が「私は、当該事業所が事業を開始した45年11月から勤務しているが、申立人は、事業が開始された時からは勤務していなかった。」と供述していることから申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることはできない。

加えて、前述の同僚3人のうち一人は、「申立人は、当初は請負制で勤務しており、当該事業所が法人化した後の昭和46年7月に当該事業所の職員となったはずだ。」と供述していること、及び申立期間当時の社会保険事務担当者も、「申立人は、46年7月に職員となったはずであり、それ以前の期間においては、当該事業所の職員ではなかった。」と供述している

ことから判断すると、申立人が申立期間⑨において、当該事業所に係る職員として勤務し、厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

その上、申立期間⑩について、前述の社会保険事務担当者は、「当該事業所は、昭和48年2月に倒産したことから、申立期間⑩においては、厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、給与の支払いも無かったことから、厚生年金保険料を控除していたことは無い。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、当該事業所は48年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから、申立期間⑩において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である昭和48年2月28日において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した事業主、取締役及び複数の同僚に照会した結果においても、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることはできない上、申立期間⑩において、当該事業所に勤務していたと供述している者はいないことから判断すると、申立期間⑩において、申立人が当該事業所に勤務し、厚生年金保険被保険者として給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

10 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 21 日から 31 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 31 年 11 月 1 日から 34 年 10 月 12 日までは加入した記録はあるが、申立期間については加入した事実が無い旨の回答を受けた。

この期間は、A社B事業所に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていた記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事業所に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社に照会したところ、「厚生年金保険に関する関係資料は廃棄していることから当時の状況は不明であるが、申立人の人事記録によると、申立人は当該事業所にC作業員として昭和 31 年 11 月 1 日に入社し、同日に失業保険に加入したことが確認できる。」との回答があった。

一方、申立人の厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出票を調査した結果、申立人に係る資格取得日は、昭和 31 年 11 月 1 日と記録されており、雇用保険の加入年月日と一致している。

さらに、申立人は、申立期間と一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるD作業員 13 人に対して照会したところ、10 人から回答を得られたが、そのうち9人は「申立人のことは知らない。」、「当時のことは分らない。」とし、一人は「申立人の名前は

聞いたことがあるが、詳しく知らない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 785

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年ごろから26年ごろまで
② 昭和26年ごろから28年ごろまで

昭和24年ごろにA社B支店C営業所に入社し、D職の助手をしていたが、26年ごろに営業環境が変化して仕事がなくなり退職し、その後間もなく、E社（現在は、F社）にD職の助手として勤めていた。しかし、両事業所での厚生年金保険の加入の事実が無いとされている。厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

2 申立期間①について、A社B支店に照会したところ、「申立人の申立期間①に係る勤務実態については、当時の資料が保存されていないため不明である。」としていることから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

また、申立人はD職の助手として入社したと主張しているが、申立人が名前を挙げた当該事業所の事務主任であった者は「厚生年金保険は正社員でなければ加入させておらず、正社員以外からは保険料を控除していなかった。D職の助手はG職であったが、G職が正社員になるためには臨時社員として1年以上勤務する必要があった。中には2年ぐらいかかる者もいた。自分はF職で入社したが、F職についても半年ぐらいの試雇（試用期間）が有り、自分は4か月ぐらいで正社員に採用され、厚生年金保険に加入

した。」と供述していることから、事業主は、臨時社員については、入社から一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測される。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人のうちの二人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前の記載がないため照会することができず、社会保険事務所の記録により申立期間当時に当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できた5人に照会したところ、3人から回答を得たが、このうちの二人は「申立人と一緒に勤務していなかった。」、一人は「申立人と一緒に勤務していたかは分からない。」としている上、この3人の入社日と厚生年金保険の資格取得日を見ると、入社と同時に資格取得した者はおらず、8か月から2年3か月経過した後に資格取得していることが確認できる。

加えて、申立期間①に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 申立期間②について、E社に照会したところ、「申立人の申立期間②に係る勤務実態については、当時の資料が保存されていないため不明である。」としていることから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

また、E社の現在の事務担当者は「申立期間②当時の臨時従業員の仕事内容は、H作業、I作業、J作業、K作業等のL業関係の作業であった。」と供述しているところ、申立人は「申立期間当時の仕事内容はD職助手、H作業、I作業、K作業である。」としていることから判断すると、申立人は申立期間②当時、臨時従業員だったと考えられる。

これに関連して、当該事務担当者は「厚生年金保険に加入していたのは正社員だけで、臨時従業員は加入しておらず、保険料も控除していなかった。」と供述している上、当該事業所で勤務していた同僚も申立期間当時、臨時従業員の期間は厚生年金保険の加入対象ではなかったと回答している。

なお、申立人が名前を挙げた同僚9人のうち、連絡先が判明した3人及びその他の同僚で社会保険事務所の記録により、申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた3人のうち、連絡先が判明した二人に対して、申立人の厚生年金保険の適用状況について照会したが、申立人の申立てに係る事実を確認できる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立期間②に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

4 このほか、両申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 786

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 7 月 10 日まで
昭和 47 年 4 月 1 日から A 社の B 支店 C 事業所で採用前提の臨時雇用員として働いていたが、社会保険庁の記録では、同支店における厚生年金保険の加入時期は 42 年 7 月 10 日からとなっている。42 年 4 月 1 日から同年 7 月 10 日までの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 支店における勤務履歴カード及び同僚の供述から、申立人が B 支店 C 事業所に昭和 42 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで勤務していたことは認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、「申立人とは、申立人が臨時雇用員として B 支店 C 事業所に配属になった時に一緒に勤務したが、当時、私は準職員であり共済組合に加入していたので、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうか承知していない。」と供述している。

さらに、D 社では、「勤務していた支店が厚生年金保険の適用事業所であれば、臨時雇用員は厚生年金保険に加入することとなるが、実態として、厚生年金保険の適用は、各事業所の判断により行われていた。」としており、複数の同僚も「事業所によって、厚生年金保険の加入に関する取扱いが異なっていたようである。」と供述している。

これに関連して、社会保険事務所の記録から、申立人と同様に昭和 42 年 10 月 1 日に E 共済組合の被保険者となっていることが確認できる同僚 47 人のうち、連絡先が判明した 28 人に対して照会を行い、18 人から回答を得た

が、このうち申立人と同じC事業所に採用された一人は、「昭和42年7月に事務担当者から厚生年金保険に加入した旨言われた。その前までは、保険料は引かれていなかった。」と供述しているところ、勤務開始日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までは、申立人と同じく一定の期間があったことが確認でき、当時、事業主は必ずしも勤務開始日を厚生年金保険の被保険者資格取得日としない取扱いをしていたものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 30 日から 48 年 9 月 16 日まで
② 昭和 48 年 9 月 25 日から 50 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については昭和 50 年 11 月 25 日に脱退手当金が支給済みとの回答もらった。脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、当該期間について年金額に反映される期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 50 年 11 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間後に別事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、その厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間のものとは別番号が新たに符番されていることが確認できる。

さらに、申立人に照会しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 15 日から同年 4 月 11 日まで
② 昭和 34 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 8 月 1 日から同年 9 月 7 日まで

申立期間①は、昭和 34 年 1 月から同年 7 月まで A 社に勤務し、夜間勤務で B 作業を担当していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、昭和 34 年 2 月から同年 10 月まで C 社（現在は、D 社）E 支社に F 職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、昭和 34 年 8 月から 35 年 4 月まで G 社に F 職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

2 申立期間①については、A 社及び H 保険組合に照会したものの、いずれも、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人が、当該事業所において仕事の指導を受けたとする同僚は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間①前後に当該事業所で厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認さ

れた者 25 人に照会したところ、このうち、「申立期間①において、申立人が主張する業務（夜間勤務で B 作業）を担当していた。」との供述が得られた者一人のほか、夜間勤務で I 製造等を担当していたとの供述が得られた 6 人のうち 5 人は、いずれも、「申立人の記憶は無い。」と供述している上、当該 6 人のうち「申立人を知っている。」との供述があった他の一人についても、昭和 34 年 4 月の入社であったことが同人の供述から確認されており、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、当該 6 人のうち申立人と同様に大学在学中に当該事業所で夜間勤務していたとの供述があった一人は、「自分は当初、アルバイトであったので厚生年金保険には加入しておらず、その後勤務状況を認められてから同保険に加入した。また、同保険に加入する前に同保険料を控除されたことは無い。」と供述しているとともに、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時点から 5 か月経過した時点で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、他の一人も、「当時、夜勤の者のほとんどは学生アルバイトであったので、申立人も、申立期間①はアルバイト実習生の待遇であったのではないか。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
3 申立期間②については、同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中に C 社 E 支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D 社及び I 保険組合に照会したものの、いずれも、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人が、当該事業所で仕事の指導を受けたとする上司は、社会保険事務所の記録によると、昭和 34 年 4 月 15 日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間②のうち最初の 2 か月間については当該事業所において同保険の被保険者であった形跡が無いほか、同人は既に死亡していることから、同人から申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所において申立人と同日の昭和 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者 8 人に照会したところ、回答があった 7 人のうち 6 人は、いずれも、「当該事業所では、F 職については 3 か月間の試用期間があり、この間の業績評価に基づいて正社員となることができ、厚生年金保険にも加入した。」と供述しているとともに、その全員が、「昭和 34 年 2 月に当該事業所に入社した。」と供述している上、当該 6 人のうち厚生年金保険料の控除の有無に関する供述が得られた 3 人は、いずれも「試用期間中に保険

料を控除されたことは無かった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、F職の者について、採用後、一定期間をおいて厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間③については、G社及びJ保険組合に照会したものの、いずれも、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人が、当該事業所において同期入社で同じF職であったとする者は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が申立人と同日の昭和34年9月7日であることが確認できるとともに、申立期間③において同保険の被保険者であった形跡が無い上、同人は既に死亡していることから、同人から申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間③において当該事業所で厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された者5人に照会したものの、申立人が昭和34年8月1日から当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間③において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、当該5人のうち勤務期間に関する供述が得られた3人は、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時点から、それぞれ1か月後、3か月後、4か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち二人は、いずれも、「試用期間があった。」と供述しているとともに、このうち厚生年金保険料の控除の有無に関する供述が得られた一人は、「試用期間中に保険料を控除されたことは無かった。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 789

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで

申立期間はA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には中学校を卒業後入社し、C職としてD作業に従事していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び申立人が保管するA社の社名印が押された記念写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、当時の事業主及び申立人が同僚であったとする事業主の息子3人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、いずれも同年3月1日であり、これらの者は申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時、当社は個人経営の事業所であったが、昭和 38 年 3 月 1 日に法人登記を行ったのを契機として厚生年金保険の適用事業所となったものである。申立期間は同保険の適用を受けていなかったため、申立人の給与から同保険料を控除したことは無く、申立人の加入記録が無いのは当然である。」との回答があり、申立人の厚生年金保険の加入状況については確認できなかった。

加えて、申立人が当該事業所において一緒に勤務していたとする同僚のうち、事業主の親族ではない一人については、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 40 年 2 月まで
② 昭和 40 年 3 月から 41 年 5 月まで
③ 昭和 43 年 1 月から同年 9 月まで
④ 昭和 48 年 1 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 53 年 4 月
⑥ 昭和 53 年 5 月から 54 年 2 月まで
⑦ 昭和 54 年 3 月から同年 6 月まで
⑧ 平成 15 年 7 月 28 日から同年 8 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社（①の期間。現在は、B社）、C社（②の期間）、D社（③の期間。現在は、E社）、F社（④の期間）、G社（⑤の期間）、H社（⑥の期間。現在は、I社）、J社（⑦の期間。現在は、K社）及びL社（⑧の期間）にそれぞれ勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、昭和 40 年 3 月以前の被保険者記録は喪失しており雇用保険の加入状況は不明であるが、同年 4 月以降となる申立期間②から⑦までについては、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

2 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、B社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「申立期間①の従業員雇用記録を調査したが、申立人に係る記録は無く、申立期間①当時勤務していた社員にも問い合わせた結果でも『申立人の名前は聞いたことが無い。』とのことである上、短期雇用従業員の保険加入記録やM作業員等の雇用記録にも申立人の記録が無いことから、当社で直接雇用をしていなかった可能性が高い。」との回答を得ている。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、申立期間①において厚生年金保険の加入記録があるものの、既に死亡しており、申立てに係る供述等を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者3人に照会し、二人から回答を得たが、いずれも「申立人が勤務していたかどうかは分からない。」としており、そのうち一人は、「申立期間①当時、定期採用は毎年4月1日であり、申立人が『昭和39年9月から勤務した。』と申し立てているのであれば、定期採用者ではないと思う。定期採用者の場合、厚生年金保険に加入しているが、定期採用者でない場合の厚生年金保険の取扱いは分からない。」としており、申立ての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

3 申立期間②について、N社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「グループ会社（C社、O社及びP社）も含め調査したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。申立人の職種がQ職であったとのことであるので、『P社』に勤務していたと推測されるが、昭和50年以前のQ職記録の関係データが無いため、在籍していたか否かの確認ができない。ただし、Q職の場合の給与は、一般的に歩合制のため、毎月の給与に変動があるという観点から、社会保険には加入させないことが通例となっている。」との回答を得ている。

また、申立期間②当時、P社において支店長をしていた者は、「Q職は、委託契約が原則で、基本的には社会保険に加入させていなかったはずである。ただし、何年間か勤務し、成績が良好なQ職の一部は社会保険に加入させていたこともあるが、割合としては、10パーセント程度ではなかったかと思う。申立人が勤務していたとする期間が1年程度であるとしているのであれば、社会保険には加入させていないと思われる。」としており、

事業主の回答を裏付ける供述をしている。

さらに、社会保険事務所が保管するP社R支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は一緒に勤務していた同僚等の名前を記憶しておらず、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者3人に照会し、二人（上記元支店長を含む。）から回答を得たが、いずれも「申立人の名前は覚えていない。」としており、申立ての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間③について、社会保険事務所が保管するD社の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、E社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「申立期間③当時の関係書類が廃棄されており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できない。」との回答を得ている。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が一緒に勤務していたとする同僚二人のうち一人には、当該事業所において厚生年金保険の加入記録があるものの、当該同僚は、所在不明のため申立てに係る供述等を得ることができない上、もう一人については、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人に照会し、4人から回答を得たが、いずれも「申立人が勤務していたかどうか分からない。」としており、申立ての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 申立期間④について、社会保険事務所の記録によると、F社という名称で厚生年金保険の適用事業所として該当する事業所は無く、名称が類似した事業所で、S社が申立期間④当時、同保険の適用事業所となっていることから、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、S社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者原票において、

申立期間④当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人に照会し、二人から回答を得たが、いずれも「申立人が勤務していたかどうか分からない。」としており、申立ての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、当時、当該事業所で一緒に勤務していた同僚等の名前については覚えておらず、申立てに係る供述等を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 申立期間⑤について、社会保険事務所が保管するG社の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、G社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「申立期間⑤当時の関係書類が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できない。」との回答を得ている。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚等の名前を記憶しておらず、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間⑤当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人に照会し、4人から回答を得たが、いずれも「申立人が勤務していたかどうか分からない。」としており、申立ての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

なお、前述の5人のうちの一人は、「当時は、3か月の試用期間があったように思う。試用期間の社会保険の取扱いについては分からない。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 7 申立期間⑥について、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がH社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するH社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、I社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「申立期間⑥当時の関係書類が廃棄されており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できない。また、当時の厚生年金保険の加入基準については、正社員とそれに準じる者を厚生年金保険に加入させていた。」との回答を得ている。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人が一緒に勤務していたとする同僚二人の厚生年金保険の加入状況を見ると、一人は当該事業所にお

ける厚生年金保険の加入記録があり、当該同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立人の具体的な在籍期間や厚生年金保険の加入の有無までは分からない。」と供述しているとともに、もう一人については、申立期間⑥において加入記録が無い。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間⑥当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人に照会したが、いずれも「申立人が勤務していたかどうか分からない。」としており、申立ての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

なお、上述の同僚及び当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人のうち二人は、「申立期間⑥当時は試用期間があった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 8 申立期間⑦について、社会保険事務所が保管するJ社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、K社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「申立期間⑦当時の関係書類が廃棄されており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できない。また、当時の事務担当者から聴取したところ、『「日払い」のT業務員を雇用していた時期があり、このT業務員については、厚生年金保険に加入させていなかった。』とのことであったが、時期や人数等の詳細は不明である。なお、U年金基金に申立人の加入記録を照会したが、『申立人の加入記録は確認できない。』とのことであった。」との回答であり、同社から提出のあった申立期間当時の従業員名簿に類する資料（厚生共済保障加入申込書）に、申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚等の名前を覚えておらず、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間⑦当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人に照会したが、いずれも「申立人が勤務していたかどうか分からない。」としており、申立ての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 9 申立期間⑧について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はL社において、平成15年7月28日から同年8月5日までの期間について勤務していたと認められる。

また、申立人から提出のあったL社との労働契約書を見ると、雇用期間は平成15年7月28日から16年7月27日までとされているとともに、申立人が15年8月5日付けで同社代表取締役あてに退職願を提出していることが確認できる。

しかし、当該事業所に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当初、申立人が平成15年7月28日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨、社会保険事務所に届け出たものの、申立人は社内教育等だけを受け、実際には勤務実態が無いまま同年8月5日付けで退職したため、同年8月7日付けで社会保険事務所に対し、申立人に係る資格取得届の取消しを申し立てた。」と回答しており、この回答内容については、i) 同社から提出のあった勤務実績簿によると、申立人は社内教育等として8日間出勤し、T業務歴が無いこと、ii) 同社では、社会保険事務所に対し、15年8月7日付けで健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の取消申立書を提出していること、iii) 同社が保存している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人に係る記入欄は、記載後に斜線で抹消され、申立人に付与された健康保険被保険者証の番号が次の者に再付与されていることが確認でき、これらの状況から判断すると、社会保険事務所では、同社から当初、届け出られた厚生年金保険の被保険者資格取得届については、同社から提出のあった取消申立書に基づき処理をしなかったことが推認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間⑧については国民年金被保険者となっている上、国民年金保険料の納付を免除されていた期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 10 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のすべてに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から32年5月2日まで
昭和27年5月から32年5月まで、A社（現在は、B社）C事業所に勤務した。
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い上、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社に照会したところ、当時の資料が保存されていないとし、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた上、申立人が、当該事業所に同時に採用となったとして名前を挙げた唯一の同僚は、現在病気のため、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる供述を得ることはできなかつたほか、この同僚も申立期間に当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡が無い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、昭和27年5月の17歳の時に、D作業員として当該事業所に採用され、仕事の内容は実際にはE作業員の仕事であったとしているが、

当該事業所の申立期間当時の事務担当者を含む複数の同僚からは、「D作業員の採用は、原則として18歳以上であり、18歳未満の者を採用する場合は、採用の対象は従業員の家系等の縁故関係に限られ、部外から18歳未満の者を採用することはなかった。また、18歳未満でD作業員として入社した者が、入社直後にE作業員として働くことは無い。途中、D作業員からE作業員に変わるには、保証人を必要とするなど煩雑な手続が必要であった。」との供述があった。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所においてD作業員として厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚が13人確認できるが、このうち、12人が18歳以上で被保険者資格を取得していることが確認でき、18歳未満で被保険者資格を取得している者は、一人のみとなっている。そして、18歳未満で被保険者資格を取得しているこの同僚は、当該事業所に父親が勤務していたが、その父親が当該事業所を退職することとなり、急遽、家計を支える必要が生じたことから、当該事業所に特別に便宜を図ってもらい入社したと供述しており、特別な事情が認められるが、申立人には、このような特別な事情が認められない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所においてD作業員として厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録のある同僚13人のうち、連絡が取れた同僚3人は、いずれもD作業員として入社した者が、E作業員の仕事をすることはなかったと供述している。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 52 年 9 月から同年 10 月まで
③ 昭和 52 年 11 月から 53 年 2 月まで
④ 昭和 53 年 3 月

申立期間①は、A市B施設に臨時職員のCとして勤務した。

申立期間②は、A市D施設に臨時職員のCとして勤務した。

申立期間③は、E市F施設に臨時職員のCとして勤務した。

申立期間④は、E市G施設に臨時職員のCとして勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していないとの回答であった。

当時勤務していたことを証明する職場の写真や同僚の供述もあるので、社会保険事務所の回答に納得できない。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、同僚の供述及び申立人が所持している写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA市B施設及び同市D施設に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてA市に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人に照会したところ、いずれも

「申立人がA市B施設又は同市D施設に勤務していたことは記憶しているが、自分はA市の正職員であったため、臨時職員Cの厚生年金保険の適用については、承知していない。」との供述であった。

加えて、社会保険庁の記録から、A市において申立期間①又は②において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる者の中から、申立人と年齢が近く、同職種である可能性が高いと考えられる女子3人に照会したところ、一人は、これら施設の勤務者であったが、この者は、臨時職員ではなく嘱託職員として採用されている上、職種もCではなくHとして採用されており、申立人とは、採用時の身分及び職種とも異なっていること、また、ほか二人についても、臨時職員ではなく嘱託職員としてこれら施設とは別の勤務先に採用されており、申立人とは採用時の身分及び職種とも異なっていることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況を確認できる供述を得ることができなかった。

その上、社会保険事務所が保管するA市に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①及び②において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるほか、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③及び④について、同僚の供述及び申立人が所持している写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がE市F施設及び同市G施設に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてE市に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したところ、いずれも「申立人がE市F施設又は同市G施設に勤務していたことは記憶しているが、自分はE市の正職員であったため、臨時職員Cの厚生年金保険の適用については、承知していない。」との供述であった。

加えて、社会保険庁の記録から、E市において申立期間③又は④において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる者の中から、申立人と年齢が近く、同職種である可能性が高いと考えられる女子3人に照会したところ、一人は申立人と同じ臨時職員であったが、この者はこれら施設とは別の勤務先にI職として採用されており、申立人とは職種が異なっていること、また、ほか二人は、いずれも臨時職員ではなく嘱託職員としてI館に採用されており、申立人とは採用時の身分及び職種とも異なっている

ことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況を確認できる供述を得ることができなかった。

その上、社会保険事務所が保管するE市に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間③及び④において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いほか、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 7 年 12 月 31 日まで
昭和 63 年 4 月 1 日から平成 8 年 5 月 31 日までA社にB職として勤務した。

申立期間当時、手取りで毎月約 36 万円程度の給与が支給されていたが、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が昭和 63 年 4 月から同年 9 月までは 17 万円、同年 10 月から平成元年 9 月までは 19 万円、同年 10 月から平成 7 年 12 月までは 17 万円となっている。

申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から平成 8 年 5 月までの期間については、申立人から提出のあった預金通帳の写しから、申立人のA社における給与の手取り支給額は確認できるが、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成 11 年 5 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は当時の関係資料が無く、標準報酬の算出状況について不明としているほか、当時の事務担当者とも連絡が取れないことから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、複数の同僚からは、「当該事業所のB職の給与には、主に固定給からなる第一給与と歩合給からなる第二給与があった。社会保険庁の記録にある申立期間の自分の標準報酬月額は、第一給与の金額に近いことから、当

該事業所では、申立期間当時、第一給与と第二給与の総額を標準報酬月額とするのではなく、第一給与のみを標準報酬月額として社会保険事務所に届け、第一給与の金額に相当する保険料を控除していたと思う。」との供述があった。

加えて、先と同僚の一人からは、「第一給与を標準報酬月額とする方法は、その後、適切でないということになって、標準報酬月額の算出方法を見直したことがあった。」との供述があった上、社会保険庁の記録から、この同僚とその他B職の同僚一人が、申立人と同時期に標準報酬月額が改定されていることが確認でき、これは先述の同僚の供述と符合する。

これらの状況を踏まえると、当該事業所では、申立期間におけるB職の標準報酬月額について、主に固定給からなる第一給与を標準報酬月額として届けた上、これに基づいて保険料を控除し、その後、何らかの事情により、歩合給からなる第二給与も含めた総額を標準報酬月額として届けるようになったものと推測される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 794

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月 1 日から 32 年 5 月 5 日まで
② 昭和 34 年 9 月 20 日から 35 年 3 月 21 日まで

昭和 26 年 4 月に A 社に入社して以降、35 年 3 月に退職するまで継続して勤務した。

社会保険事務所に当該事業所に係る厚生年金保険の加入について照会したところ、昭和 30 年 12 月 1 日から 32 年 5 月 5 日までの期間及び昭和 34 年 9 月 20 日から 35 年 3 月 21 日までの期間について、加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い上、社会保険事務所の記録では、A 社は、昭和 34 年 9 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人に係る勤務実態及び申立人の厚生年金保険の適用状況を確認することはできない。

また、事業主、当時の事務担当者及び申立人が名前を挙げた唯一の同僚はいずれも既に死亡しているため、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

- 2 申立期間①について、申立内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 30 年 12 月 1 日に、当該事業所の事務担当者一人を除き、当時、当該事業所に

において、厚生年金保険の被保険者であった申立人を含む19人全員が被保険者資格を喪失し、このうち、申立人を含む6人が、申立人とほぼ同時期の32年5月に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を再取得している。

このことから、事業主は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和30年12月1日に、何らかの事情により、事務担当者一人を除き、当時当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者全員について、被保険者資格を喪失させたものと考えられる。

また、これら申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚4人に照会したが、いずれも申立期間①について当該事業所に継続して勤務していたとしているものの、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、関連資料や具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立内容及び同僚の供述から判断すると、退職日の特定はできないものの、申立人が申立期間②中に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和34年9月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚4人に照会したが、いずれの同僚からも申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、関連資料や具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。